

平成 29 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 日 本 コ ロ ム ビ ア 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 眞 市
(コード番号 6791 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 鈴 木 千 佳 代
T E L 03-6895-9870

アールエムビー・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド、エル・ピーによる 当社普通株式の公開買付けの提案に対する当社の考え方について

当社は、アールエムビー・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド、エル・ピー（以下「RMB」といいます。）による当社普通株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の提案（以下「本提案」といいます。）について、平成 29 年 6 月 1 日付「本日の一部報道に関する当社見解」により、同日現在における本提案に対する当社の見解等を公表いたしました。

当社は、本日開催の臨時取締役会において、その後の RMB との間でのやりとり等を踏まえ、本提案について審議の上、本提案に対する当社の考え方を検討した結果、当社が株式交換を通じて株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）の完全子会社となること（以下「本件完全子会社化」といいます。）と比較して、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成する方が当社の企業価値の向上に資すると認めることはできませんでしたので、下記のとおり改めてご説明申し上げます。

記

1 本提案に関する経緯等

(1) 当社は、平成 29 年 5 月 24 日付で、RMB より、本提案に関する書簡（以下「RMB 5 月 24 日付書簡」といいます。）を受領いたしました。RMB 5 月 24 日付書簡に記載された本提案の内容は、以下のとおりです。

RMB キャピタル（以下、「弊社」）は、下記条件のもと、日本コロムビア株式会社（以下、「貴社」）普通株式の一部又は全てを対象に、一株当たり 790 円で公開買付けを行う用意があります。

- ① 株式会社フェイスと締結した株式交換契約を中止すること
- ② 貴社取締役会の賛同を得られること
- ③ 貴社事業のデューデリジェンスの実施にご協力いただけること

つきましては、貴社取締役会にて弊社提案についてご検討いただき、2017 年 5 月 29 日までにご回答いただけますようお願いいたします。

また、当社が把握しております、RMB が公表した本提案の内容は、RMB 5 月 24 日付書簡に記載された本提案の内容と同内容です。

(参照ウェブサイト：<http://www.businesswire.com/news/home/20170531006534/ja/>)

(2) しかしながら、RMB 5 月 24 日付書簡には、上記 (1) 記載のとおり、本公開買付けの目的、本公開買付け後に RMB が企図する具体的な当社グループの経営方針、本公開買付けにおける買付価格の算定根拠、本

公開買付けの方法及び内容等に関する事項（本公開買付けにより取得を予定している当社普通株式の数、本公開買付けの時期、及び当社の親会社であるフェイスによる応募の見込み等の本公開買付けとフェイスとの関係に関する事項等を含みます。）、本公開買付けに要する資金の裏付け、本公開買付けのために投下した資本の回収方針その他の本公開買付けの評価・検討にあたり当然に必要であると考えられる事項が記載されておりませんでしたので、当社は、当社取締役会において、本提案の是非について直ちに検討することができませんでした。

そこで、当社は、RMB 5月 24 日付書簡記載の回答期限である平成 29 年 5 月 29 日、RMB に対して書簡（以下「当社 5 月 29 日付書簡」といいます。）を送付し、上記のような本公開買付けに関する基本的な事項を明らかにするよう求めました。しかしながら、これらの事項は、本提案にあたり当然に検討済みの事項であって、改めて準備に時間を要するものはないと考えられるにもかかわらず、RMB からは、当社 5 月 29 日付書簡を送付した 1 週間後である平成 29 年 6 月 5 日に至るまで、当社 5 月 29 日付書簡に対する回答がなかったことから、当社は、同日付で、RMB に対して、改めて当社 5 月 29 日付書簡に対して速やかに回答するよう求めました。

(3) そうしたところ、当社は、平成 29 年 6 月 6 日付で、RMB より、当社 5 月 29 日付書簡に対する回答書（以下「RMB 6 月 6 日付回答書」といいます。）を受領いたしました。RMB 6 月 6 日付回答書に記載された回答の内容は、以下のとおりです。

① 公開買付けの目的について

これまで通り純投資を予定しておりますが、状況によっては重要提案を行うこともありえます。

② 公開買付け後の経営方針について

弊社（当社注：RMB を指します。）は貴社（当社注：当社を指します。）の経営体制、事業計画を支持しており、また、株式会社フェイスが掲げる「新・360° 戦略」についても賛同しております。従いまして、貴社の経営体制、事業計画等、現時点で特に大きな変更を予定しておらず、従前通り、状況に応じて経営陣との協議を通じて意見表明をしていく予定です。さらに、弊社がもつ国内外のエンターテインメント、テクノロジー業界のネットワークを通してシナジーを生み出し、貴社事業のさらなる発展にご協力できると考えております。

③ 買付価格について

弊社が提案している一株当たり 790 円の買付価格は、ご提案した当日の株価 708 円に対して 11.6%のプレミアムを付加したものです。また、同買付価格は、株式会社フェイスの提案している株式交換比率から想定される株価 780 円（株式交換について発表のあった 3 月 28 日の前営業日までの 1 か月間の東京証券取引所におけるフェイス株式終値平均値 1322 円に交換比率 0.59 を乗じたもの）を上回り、かつ市場流動性の低いフェイス普通株式ではなく現金を対価とするものです。さらに、同買付価格は、貴社開示資料に基づき弊社が試算した DCF 法による算定価格のレンジ 770 円～1,080 円の範囲内にあります。

また、当社が把握しております、RMB が公表した当社からの質問に対する回答の内容は、RMB 6 月 6 日付回答書に記載された上記回答と同内容です。

（参照ウェブサイト：<http://www.businesswire.com/news/home/20170608006402/ja/>）

なお、上記ウェブサイトにおいて、RMB は、同社が本提案を行った背景についても公表しておりますが、RMB 6 月 6 日付回答書において、かかる背景については言及されておりません。

(4) しかしながら、RMB 6月6日付回答書の内容は、当社が本公開買付けを評価・検討するにあたり必要な情報として未だ十分ではなかったことから、当社は、RMB に対して、改めて追加の説明・回答を求めることといたしました。

具体的には、上記(3)②「公開買付け後の経営方針について」に関して、当社は、RMB が有するとされている「国内外のエンターテインメント、テクノロジー業界のネットワーク」の具体的な内容について何らの説明も受けておらず、当該ネットワークと当社の事業との関連性を把握することができないことから、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成することにより得られるシナジーについて、評価・検討することができませんでした。

また、RMB が、従前、本件完全子会社化に賛同していたにもかかわらず、なぜ本件完全子会社化とは両立しない本提案を行うに至ったのかについて、RMB 6月6日付回答書には記載されておりました。

(参照ウェブサイト：<http://www.businesswire.com/news/home/20170421005875/ja/>)

そのため、当社は、RMB が、本件完全子会社化と比較して、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成する方が当社の企業価値の向上に資すると考えている理由について、理解することができませんでした。

加えて、当社は、上記(2)記載のとおり、当社5月29日付書簡において、RMB に対して、本公開買付けの方法及び内容等に関する事項、本公開買付けに要する資金の裏付け、本公開買付けのために投下した資本の回収方針等についても回答するよう求めておりましたが、上記(3)記載のとおり、RMB 6月6日付回答書では、これらの本公開買付けに関する基本的な事項が記載されておりました。

そこで、当社は、平成29年6月8日、RMB に対して書簡(以下「当社6月8日付書簡」といいます。)を送付し、平成29年6月11日までに、本公開買付けの目的及び本公開買付け後の経営方針について追加の説明を行うよう求めるとともに、RMB 6月6日付回答書に記載されていない、当社5月29日付書簡記載の各質問事項について、改めて回答するよう求めました。

しかしながら、RMB からは、平成29年6月11日までに、当社6月8日付書簡に対する回答はありませんでした(なお、本日14時現在、未だかかる回答はありません。)

2 本提案に対する当社の考え方

当社は、本日、臨時取締役会を開催し、上記1記載の事実関係等を前提に、本提案について審議の上、本提案に対する当社の考え方を検討いたしました。その内容は以下のとおりです。

なお、当該臨時取締役会において、当社の取締役のうち、取締役会長である平澤創氏はフェイスの代表取締役を、代表取締役社長である吉田眞市氏はフェイスのフェイス・グループ参与を、取締役である佐伯次郎氏はフェイスの取締役を兼務しており、また、当社の監査役のうち菅谷貴子氏は、フェイスの監査役を兼務しているため、利益相反防止の観点から、かかる審議及び検討に参加していません。

(1) 当社は、本件完全子会社化により、組織運営の柔軟性を確保し、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップ、ノウハウ・人材等のリソースの効率的な活用を可能とすることが、当社の企業価値の向上に資すると考え、平成29年3月28日、当社取締役会において、フェイスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、フェイスとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

これに対して、本提案は、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成することを前提とするものであり、本件完全子会社化と両立するものではありません。そこで、当社は、本提案については、主に、本件完全子会社化と比較して、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成する方が当社の企業価値の向上に資するかという観点から検討することが適切であるとの判断に至りました。

この点に関して、上記1（4）記載のとおり、①当社は、RMB 6月6日付回答書の内容を前提にする限り、そもそも本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成することにより得られるシナジーについて、評価・検討することができませんでした。また、②当社は、RMB が、本件完全子会社化と比較して、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成する方が当社の企業価値の向上に資すると考えている理由について、RMB から説明を受けることができませんでした。さらに、③当社は、本公開買付けの方法及び内容等に関する事項、本公開買付けに要する資金の裏付け、本公開買付けのために投下した資本の回収方針その他の本公開買付けに関する基本的な事項について、RMB から説明を受けることができませんでした。

したがって、本件完全子会社化と比較して、本公開買付けを通じて当社が RMB との間でより強固な資本関係を形成する方が当社の企業価値の向上に資すると認めることはできませんでした。

むしろ、(a)上記①乃至③を含む本公開買付けに関する基本的な事項について質問をした、当社5月29日付書簡に対して、これらの事項が、本提案にあたり当然に検討済みの事項であって、改めて準備に時間を要するものはないと考えられるにもかかわらず、RMB から平成29年6月11日までに具体的かつ合理的な回答がないこと、(b)上記1（4）記載のとおり、RMB は、従前、本件完全子会社化に賛同していたにもかかわらず、本件完全子会社化とは両立しない本提案を行うに至っており、当社に対して何らの説明もないまま、突如としてその考え方を変遷させていること、(c)RMB 5月24日付書簡及びRMB 6月6日付回答書の内容は、極めて抽象的かつ簡素なものに留まっていること等に照らすと、RMB が本公開買付けについて当初から真摯に検討していたのか疑問を抱かざるを得ず、そのような状況を前提にすると、当社が本提案に応じた場合、却って当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を毀損するおそれさえあると危惧しております。

以上のとおり、当社は、RMB の提案する本公開買付けの買付価格を考慮したとしても、当社の少数株主の皆様には、本株式交換の方法により、本株式交換後も引き続きフェイス・グループの株主となっていたことが最適な選択であると考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) なお、上記1（3）記載のとおり、RMB は、ウェブサイトにおいて、同社が本提案を行った背景を公表し、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）が当社の潜在価値を完全に無視した不当なものであると主張しております。しかしながら、本株式交換比率は、独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いて行った株式交換比率の各算定結果（詳細はフェイス及び当社の平成29年3月28日付「株式会社フェイスによる日本コロムビア株式会社の株式交換による完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ」をご参照ください。）のレンジの下限をいずれも超えており、かつ、市場株価法による算定結果のレンジの上限をも超えておりますので、当社は、本株式交換比率は当社の株式価値を下回るものではないと考えております。

また、RMB は、上記1（4）記載のウェブサイトにおいて、第三者算定機関による株式交換比率の算定の前提となる当社の財務予測が過度に悲観的であることにより、本株式交換比率が株主の皆様にとって不当に低いものとなっている可能性があるとして主張しております。しかしながら、当社にとって依然として主要な市場であるパッケージ市場は、IT 技術の進化や消費者の嗜好の変化により、その市場規模は最盛期の平成10年より半減し、近年は毎年5%~10%ずつ減少しているところ、当社は、今後もこのような減少傾向が継続すると考えております。また、配信市場は、定額制音楽配信サービスの普及により、拡大傾向にはあるものの、パッケージ市場が音楽市場全体の73%を占める日本において、パッケージ市場の市場規模の縮小を補填する程度には至っておりません。上記のような市場環境の下、当社は、平成29年3月期において、アニメ関連の大型映像作品及び新作ゲームソフトの売上が予想を大幅に上回ったこと等により、対前年度比較で増収、増益となりましたが、今後の事業計画に同程度の売上を見込むこ

とは困難であることから、平成 30 年 3 月期については、大幅な減収、減益となることを見込んでおります。したがって、本株式交換契約締結時点における当社の財務予測は不当なものではないと考えております。

さらに、RMB は、上記 1 (3) 記載のウェブサイトにおいて、当社が本株式交換の実施を公表したのが、本株式交換契約の承認に関する議案が付議される平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 166 期定時株主総会に係る基準日（平成 29 年 3 月 31 日）の 3 日前である同月 28 日であったことについて、本株式交換に満足しない株主が公開買付けにより当社の普通株式を取得し、上記定時株主総会において本株式交換契約承認議案を否決することは不可能であるとして、本株式交換が公表された時期が不適切であると主張しております。しかしながら、本株式交換の実施の決定及び公表が平成 29 年 3 月 28 日となったのは、当社の少数株主の皆様の利益保護の観点等から、当社において本株式交換の実施について慎重かつ十分な検討を行ったことによるものであり、かかる公開買付けを排斥する趣旨に基づくものではありません。したがって、当社は、本株式交換の実施を決定し、これを公表した時期は何ら不適切ではなかったと考えております。

以 上